

# 議会・選挙

## 議会

豊かな暮らしの第一歩。  
あなたの声を町政に反映する町議会。

### 議会に関するおもな内容 問合せ：議会事務局（内線 301・302）

#### ●議会とは

議会は、町民の皆さんが選挙で選んだ議員（現在の定数 14 人）で構成されています。議会は町の具体的政策を最終的に決定する機関であり、議会の議決を経た上で、町は諸々の事務を執行しています。（予算や条例などの議案として議会に提案されます）

町議会には、3月、6月、9月、12月に行われる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会とがあります。

#### ●議会の運営（流れ）

- ①提出議案について説明が行われます。
- ②議案についての質疑や町政全般についての質問がなされ、町長をはじめ町の関係者が答弁します。
- ③議案をさらに専門的に検討するため、2つの常任委員会（総務建設・民生教育）に付託し、慎重な審査を行います。
- ④本会議で常任委員会の審査結果を報告します。
- ⑤賛成か反対かの討論を行い、最後に採決します。

#### ●委員会

委員会には議会運営委員会、常任委員会、特別委員会があります。

#### ●代表質問・一般質問

代表質問は、会派を代表する議員が町長の所信表明・施政方針に対して質問を行います。

一般質問は、議員が本会議で議案に関係なく、町政全般にわたって町長や教育委員会などの考え、将来に対する方針を問いただします。結果として、政策の見直しあるいは新しい政策が採用されることもあります。

#### ●議会の傍聴・議会放映

本会議および常任委員会は原則として公開されており、手続きなしでどなたでも傍聴することができます。

また、町長の所信表明・施政方針、代表質問、一般質問についてはクローバーテレビによる議会放映を行っています。放映された映像は、議会日程の約 10 日後からインターネットでの録画配信をします。

議会の日程は、議会だよりおよび町ホームページに掲載しています。

議会映像配信サイト



QRコードからも  
アクセスできます。

#### ●請願・陳情

町政について意見や要望があるときは、誰でも議会に請願・陳情を行うことができます。

##### ◆提出方法

- ①町議会に請願する場合は、請願書を作成し、請願の趣旨に賛同する議員 1 名以上の署名を得て提出します。  
また、陳情書については、議員の署名は必要ありません。
- ②提出された請願は委員会で審査され、本会議で採択・不採択が決定されます。
- ③採択された請願は、その趣旨に沿った対応策が検討されます。
- ④提出された陳情の内容は、全議員に知らされます。



マチイロ



QRコードからも  
ダウンロードできます。

#### ●議会だより

議会の審議状況や活動内容を皆さんにお知らせするために「かにえ議会だより」を年 4 回発行し、全戸に配布し、町ホームページにも掲載しています。スマートフォン等のアプリ「マチイロ」でも閲覧可能です。

#### ●議会報告会

「開かれた議会」を目指し、蟹江町議会基本条例に基づいて、毎年、議会報告会を開催しています。

# 選挙

あなたの一票が、  
この町、この社会をつくれます。

## 選挙に関するおもな内容 問合せ：選挙管理委員会事務局(総務課) (内線 125)

### ●選挙権

日本国民で年齢満18歳以上の方は、衆議院議員、参議院議員の選挙権があります。また、日本国民で年齢満18歳以上の方で町内に引き続き3か月以上住んでいる方は、県知事、県議会議員、町長および町議会議員の選挙権があります。

### ●選挙人名簿の登録

選挙権があっても、住民基本台帳に基づいて作成された選挙人名簿に登録されなければ投票することができません。この名簿の登録には、定時登録と選挙時登録があり、一度登録されると、死亡または転出ししない限り、永久に登録されています。

#### ◆定時登録

毎年登録月(3月、6月、9月、12月)の1日(1日が休日の月は、その直後の平日)に、登録資格のある方を登録します。

#### ◆選挙時登録

選挙を行う時に登録資格のある方を登録します。

### ●投票するには

#### ◆投票所入場整理券

選挙時には投票権がある方に「入場整理券」を郵送します。これは、投票をスムーズに行っていただくためのものですので、投票時にお持ちください。

なお、紛失などの場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

※県知事および県議会議員の選挙は、県外に転出(届出)された時点で、また、町長および町議会議員の選挙は、町外に転出(届出)された時点で投票権を失います。

#### ◆投票所

蟹江町は、9つの投票区に分かれており、投票所は、各投票区によって異なります。

ご自身の投票区は、入場整理券によりお知らせしますので、選挙時に発行される「広報かにえ選挙特集号」と併せてご確認ください。

#### ◆投票のできる時間

投票日の午前7時～午後8時

#### ◆代理投票

心身の故障などによって自分で投票用紙に候補者の氏名などを書くことができない方は、「代理投票」の方法が認められていますので、投票所でその旨を係員にお申し出ください。

#### ◆点字投票

目の不自由な方は、「点字投票」をすることができますので、投票所でその旨を係員にお申し出ください。



投票所の場所について

### ●投票日に投票所に行けない方

#### ◆期日前投票

投票日当日に、仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由で、投票所へ行けないと見込まれる方で、期日前投票をされる日に満18歳に達している方は、期日前投票ができます。

#### ◆不在者投票

①不在者投票所として指定されている病院、施設などに入院(入所)している場合は、病院などの中で不在者投票ができます。

②身体に重度の障がいがある方で、身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳をお持ちの方または介護認定の要介護5の方で、郵便等投票証明書の交付を受けた方は、郵便により自宅で不在者投票ができます。

③仕事などの理由で、名簿登録地以外の市町村に長期滞在している方は、投票用紙を滞在先に取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会で不在者投票ができます。

④投票日当日に選挙権がある方で、期日前投票をしようとする日に満18歳に達していない方は、不在者投票ができません。

◆投票場所

蟹江町役場（上記の「期日前投票」および「不在者投票④」に該当する方）

◆投票のできる期間および時間

告示日（公示日）の翌日～投票日の前日

午前8時30分～午後8時

◆マイナポータル「ぴったりサービス」を利用したオンライン請求について

上記の「不在者投票①」または「不在者投票③」の不在者投票用紙の請求をされる方は、マイナンバーカードを利用した「ぴったりサービス」により請求ができます。詳しくは町ホームページをご確認ください。



ぴったりサービスについて